

能登町被災宅地等復旧支援事業のご案内

令和6年能登半島地震により被災した宅地について、早期の復興と被災者の負担の軽減を図るため、被災者等が行う宅地の復旧工事に要する経費の一部を支援します。

項目	内容						
対象者	令和6年能登半島地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者等（管理者又は占有者は所有者の承諾を得たもの）						
対象宅地（用途）	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建住宅 ・アパートおよびマンション（賃貸・分譲） ・店舗や事務所の併用住宅（住宅の用に供する部分が対象） 上記の用に供する宅地						
対象外宅地（例）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅となる家屋がない倉庫、納屋 ・店舗 ・事務所 ・空き家 ・工場 ・事業用倉庫 ・社宅等 上記の用に供する宅地						
交付額	被災宅地の所有者等が対象工事の施工に要した額（以下、対象工事費）から50万円を控除した額に 6分の5（※） を乗じて得た額となります。（対象工事費が1,200万円を超える場合の交付額は 958.3万円 が上限となります。）						
	対象工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	1,000万円	1,200万円
	個人負担額	50万円	58.4万円	75万円	125万円	208.4万円	241.7万円
	交付額	0円	41.6万円	125万円	375万円	791.6万円	958.3万円
<p>（※）令和6年9月1日から、従前の3分の2から6分の5に引き上げられました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に被害がなくても宅地に被害あれば対象となります。 ・復旧工事に伴う経費として調査費、設計費（地籍調査等は除く。）も対象となります。 							
対象工事	(1) のり面の復旧工事 (2) 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事） (3) 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む） (4) 地盤改良工事（液状化が発生したと見られる区域において、液状化による再度災害を防止するために行う住宅建屋下の工事） (5) 住宅基礎の傾斜修復工事（住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事）						

補助金交付の流れ

